

令和 7 年 3 月定例会

宮古地区広域行政組合議会会議録

令和 7 年	3 月 24 日	開会
令和 7 年	3 月 24 日	閉会

宮古地区広域行政組合

宮古地区広域行政組合告示第 1 号

令和 7 年 3 月 宮古地区広域行政組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和 7 年 3 月 2 4 日

宮古地区広域行政組合
管理者 宮古市長 山 本 正 徳

1 期 日 令和 7 年 3 月 2 4 日（月）午後 3 時

2 場 所 宮古市議会議事堂議場

令和 7 年 3 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 会 定 例 会

令和 7 年 3 月 2 4 日（月曜日）

午後 3 時開議

議 事 日 程

諸 報 告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 報告第 1 号 公用車の事故に関する専決処分について
- 日程第 5 施策大綱説明
- 日程第 6 議案第 1 号 令和 7 年度宮古地区広域行政組合一般会計予算
- 日程第 7 議案第 2 号 令和 6 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議案第 3 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例
- 日程第 9 議案第 4 号 宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例
の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 5 号 宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正
する条例

出席議員（１３名）

1 番	三田地	久志君	2 番	田中	尚君
3 番	畠山	和英君	4 番	昆	清君
5 番	伊藤	清君	6 番	高橋	秀正君
7 番	千葉	泰彦君	8 番	工藤	求君
9 番	長門	孝則君	10 番	佐藤	克典君
11 番	横田	龍寿君	12 番	上村	浩司君
13 番	木村	誠君			

欠席議員（０名）

説明のための出席者

副管理者宮古市副市長	桐田	教男君
事務局局長	菊池	敦君
総務課長	川原	栄司君
施設課長	田中	晋君
消防長	畠山	毅君
消防次長兼総務課長	山内	基嗣君
消防課長	石田	康典君
指令課長	内田	信也君
消防課主幹	佐々木	規雄君
宮古消防署長	岩花	一則君
山田消防署長	里舘	郁雄君
岩泉消防署長	山崎	幸助君

議会事務局出席者

書	記	関口	憲史
書	記	山崎	斗夢

◎開 会

○議長（木村 誠君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しましたので、これより令和7年3月宮古地区広域行政組合議会定例会を開会いたします。

なお、管理者であります山本正徳宮古市長から、本日、体調不良により急遽欠席する旨の届出があり、議長がこれを許可しております。

◎諸報告

○議長（木村 誠君） 諸報告を行います。

宮古地区広域行政組合監査委員から、地方自治法第199条第9項及び同法第235条の2第3項の規定により、令和6年度定期監査及び令和6年度一般会計の9月、10月、11月、12月、1月分までの例月現金出納検査について報告があり、既にその写しを配付しておりますので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（木村 誠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、5番、伊藤清君、6番、高橋秀正君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（木村 誠君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本会議の会期について議会運営委員会で審議した結果、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（木村 誠君） 日程第3、一般質問を行います。

11番、横田龍寿君に質問を許します。

横田龍寿議員。

○11番（横田龍寿君） 議席番号11番、横田龍寿です。

質問通告書に沿って質問します。

1つ目であります。

プラスチックごみの取扱いについてです。

昨年の3月定例会における、私の生ごみバイオマス発電施設と、汚泥バイオマス発電施設の提案に対しまして、メタン発酵に要する熱量の確保の観点から、令和20年整備予定のごみ焼却施設整備と併せて検討したいという前向きな答弁がありました。

このことに関連して、熱量確保のため、プラスチックごみも可燃ごみに分類し直し、共に焼却し活用すれば、特に高齢世帯の分別の一手間が省け、一石二鳥になるのではないかと考えますがいかがか伺います。

2つ目、林野火災発生時の消火マニュアルの整備についてです。

平成29年に釜石市で被害面積413ha、昨年は宮古市で186.6haに及ぶ大規模な林野火災が発生しています。さらに、この一般質問提出時点では、大船渡市において300ha超の林野火災が発生中でありまして、今月9日に鎮圧宣言はなされましたが、現時点でいまだ鎮火には至っておらず、約2,900haの林野が消失しております。現在、約400人体制で対応しているということです。

そこで、下記について伺います。

1、林野火災発生時の消火マニュアルを整備しているのか伺います。

2、整備していないのであれば、その理由を伺います。整備しているのであれば、県単位で整備しているのか、広域行政組合単位で整備しているのか伺います。

3つ目、消防団活動におけるスマートフォンアプリケーション等の活用についてです。

令和6年12月開催の山田町議会定例会において、消防団活動におけるスマートフォンアプリケーションの活用を提案したところですが、山田町消防団本部において、団本部幹部及び正副分団長のスマートフォンの所有状況を調査したと聞いております。そこで今後、広域行政組合として、スマートフォンアプリケーション等の導入について、どのように考えているのか伺います。

私からの一般質問は以上となります。再質問は自席にて行います。

○議長（木村 誠君） 副管理者、桐田教男宮古副市長。

○副管理者宮古市副市長（桐田教男君） ただいまの横田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、プラスチックごみの取扱いについてのご質問にお答えいたします。

組合では、宮古地区広域行政組合一般廃棄物処理基本計画に基づき、住民、事業者、行政が一体となって4Rを推進し、ごみの減量や資源化に努め、資源循環型社会の形成に向け取り組んでおります。プラスチックごみにつきましては、ペットボトルとプラスチック資源に分別した後、資源物として出荷し、有償取引などによる再資源化を行っているところです。

議員ご指摘のプラスチックごみの可燃ごみへの移行については、有償取引の対象でなくなるほか、プラスチックの焼却により、二酸化炭素排出量が増加するなど、コストや環境負荷の面で影響が大きく、循環型社会の形成を進める上で難しいものと考えております。ごみの分別につきましては、令和6年4月からプラスチック類を3分別から2分別に、缶類を2分別から一括回収にするなど、分別の手間の簡素化に取り組んでおります。

次に、林野火災発生時の消火マニュアルの整備についてのご質問にお答えいたします。

組合では、消防活動に関する基本的な事項を定めた宮古地区広域行政組合消防活動基本規程により、火災、救急、救助などの各種災害に対処しております。林野火災が発生した場合は、この基本規程に加え、消防活動基準や防災ヘリコプター緊急運行連携マニ

ュアルなど、消防本部独自で定める指揮体制や活動方針に従い、関係機関と連携を図りながら消火活動を実施することとしており、議員ご質問のマニュアルは整備されているものと捉えております。

次に、消防団活動におけるスマートフォンアプリケーション等の活用についてのご質問にお答えいたします。

組合では、現在運用している通信指令システムにより、職員のほか、部長以上の階級にある消防団員に対してメールで災害情報を通知しているほか、いわてモバイルメールにより、広く一般にも災害情報を配信しております。

また、令和8年度に運用開始となる岩手消防指令センターにおいても、より機能を向上させた同様のシステムにより運用することを計画しており、現在のところ、スマートフォンアプリケーションを導入する計画はございません。

以上、答弁いたします。

○議長（木村 誠君） 再質問があればどうぞ。

横田龍寿君。

○11番（横田龍寿君） 1点目と2点目は分かりました。

3点目なんですけれども、今おっしゃられた新しい指令システムのほうは、いわゆるガラパゴス携帯のほうは対応するのでしょうか。

○議長（木村 誠君） 内田指令課長。

○指令課長（内田信也君） お答えいたします。

今度運用になるメールシステム、こちら、ガラケーにもURLが添付される形で通知になるはずなので、そこから開いて、例えば地図、情報等を確認できるというような通信方法になるかと思っております。

以上です。

○議長（木村 誠君） 横田龍寿君。

○11番（横田龍寿君） 3点目、もう一度確認なんですけれども、先日、消防長、指令課長と一緒に視察に行ったときに、私が「誰か試しませんか」と言われて、神奈川のほうで試してやったあのシステムに近いのでしょうかね。

○議長（木村 誠君） 内田指令課長。

○指令課長（内田信也君） その節はご一緒させていただいてありがとうございました。

まず、ここで言っている消防団用スマートフォンアプリという、一般的な認識だったのですけれども、出動指令の送受信や消防団員の出動可否確認、指令情報への地図情報添付に加えて、出動報告の自動作成や出動手当の自動計算まで含めて、これらの機能を一体的に捉えて消防団用スマートフォンアプリと捉えておりました。

そこで今回のご質問、出動指令の通知等、通信機能について焦点を当ててお話しさせていただければ、令和8年度からの共同運用で導入予定のメールシステムでは、従来の宮古消防本部で運用しているシステムより、大幅に多い3,000件というアドレスが登録可能になる見込みです。3,000件と言いますと、広域消防職員、広域の全消防団員、これの数で単純に足し算して2,100名ほどになるんですけれども、その全員のアドレスを網羅できる予定です。現在は消防職員、消防団部長以上、市町村防災担当者の計500名

程を登録して、災害時にはメールを発出しておりますけれども、新しいシステムでは3,000件の登録が可能ということになり、メールへの地図添付や、消防職員、団員の出勤可否確認等も可能になる予定です。このようにメール機能がアップしますので、いわゆる横田議員がおっしゃっている、スマホアプリでできる通信に関しての機能については、ほぼ同等なものになるのではないかと期待しております。

ただしこの情報は、誰に、どの分団のどこまで送信するかというところに関しては、運用面は各市町村に委ねる部分があります。消防団に関しての運用面は市町村に委ねる部分も出てきますが、メールの通信機能に関しては今以上のものが運用される見込みとなっております。

以上です。

○議長（木村 誠君） 横田龍寿君。

○11番（横田龍寿君） 私の質問は以上になります。ありがとうございました。

○議長（木村 誠君） これで横田龍寿君の一般質問を終わります。

◎報告第1号 公用車の事故に関する専決処分について

○議長（木村 誠君） 日程第4、報告第1号 公用車の事故に関する専決処分についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

畠山消防長。

○消防長（畠山 毅君） 報告第1号についてご報告いたします。

報告1－1ページをお開き願います。

公用車の事故に関する専決処分について、読み上げてご報告いたします。

報告第1号 公用車の事故に関する専決処分について。

公用車の事故に関する損害賠償に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したことから、同条第2項の規定により報告するものでございます。

1、専決処分した年月日、令和6年12月6日。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額、1万5,730円。

4、和解の内容。

（1）本件事故に関し、宮古地区広域行政組合は、損害賠償金として、相手方に上記金額を支払う。

（2）上記金額のほか、宮古地区広域行政組合及び相手方に一切の債権債務関係がないことを確認する。

5、損害賠償の原因、令和6年8月23日午前10時00分頃、宮古市川井第7地割国道340号上の深戸トンネル内において、業務に出向中の資機材搬送車が濡れた路面によりスリップし、相手方の管理するイージーコーンを損傷させたものでございます。

令和7年3月24日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

なお、宮古地区広域行政組合が負担する損害賠償金につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会から全額補填されるものでございます。

このたびの事故につきましては、相手方におわび申し上げますとともに、今後はより一層、公用車運転中の安全確認を行ってまいります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（木村 誠君） 説明が終わりました。

本件については、議会が委任している事項でございますが、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） なければ、本件はこれで終わります。

◎施策大綱説明

○議長（木村 誠君） 日程第5、施策大綱説明について、副管理者の説明を求めます。

副管理者、桐田教男宮古市副市長。

○副管理者宮古市副市長（桐田教男君） 令和7年3月、宮古地区広域行政組合議会定例会の開催にあたり、令和7年度当初予算に伴う施策の大綱を申し上げ、議員各位並びに宮古圏域住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

現在、自治体は、少子高齢化及び人口減少の継続、デジタルトランスフォーメーションやグリーントランスフォーメーションの推進という課題に加え、物価上昇と賃金上昇の影響など、地域経済や住民生活への新たな課題に直面しています。構成市町村におきましては、社会情勢が大きく変化する中、住民の皆様が平穏に暮らせるようそれぞれの地域経済対策に取り組み、日々変化する現実に対応し、住民生活支援に鋭意取り組んでいます。

当組合は、宮古圏域の共同処理事業について、効率的かつ適切な運営となるよう、事務事業の内容を精査するとともに、構成市町村及び関係団体と連携、協力し、安定した事業を継続できるよう取り組んでまいります。

それでは、令和7年度当組合の共同処理事業を実施するに当たり、重点的に取り組む施策の概要について申し上げます。

一般廃棄物処理事務につきましては、資源循環型社会の形成に向けた4Rの推進と、一般廃棄物の効率的な適正処理に向け、構成市町村と連携の下、引き続き関連事務を推進してまいります。

資源循環型社会の形成につきましては、4Rの推進施策として取り組んでいる施設見学、出前講座、ポスターコンクール、フリーマーケット及び再生品展示会などの啓発事業を継続し、ごみの減量化、資源化につながるよう、廃棄物の循環的利用に取り組んでまいります。

一般廃棄物の適正処理につきましては、施設の安定稼働に向けた計画的な維持補修の実施と、事業管理の徹底により、施設機能の維持と効率的な施設運営に努めるとともに、高度化する処理技術に対応するための人材育成に取り組んでまいります。

また、一般廃棄物第2最終処分場の整備につきましては、令和6年度からの2か年事業で実施設計書作成等業務を実施しており、令和10年度の供用開始に向け、令和7年度

中に着手できるよう計画的に事業を進めてまいります。

消防事務につきましては、激甚化、頻発化する大規模災害等に備え、消防体制の充実強化に努めるとともに、救急業務の高度化、火災予防対策、女性消防吏員の活躍推進など、住民の暮らしと生命を守るため、総合的な施策の推進に取り組んでまいります。

消防体制につきましては、火災や救助などの各種災害に迅速かつ的確な対応を継続するため、消防大学校や岩手県消防学校等での教養訓練を着実に実施し、最新の知識や高度な技術の習得と、女性消防吏員を含めた多様な視点による対応力の養成に努め、消防体制の充実強化を図ってまいります。

救急業務につきましては、傷病者の救命率向上のため、救急救命士を含む救急隊員の実習や研修をはじめ、応急手当の普及啓発など、関係機関と連携の下に救急業務の高度化を図ってまいります。

火災予防対策につきましては、火災による被害の拡大を防ぐため、防火対象物、危険物施設への立入検査の実施による防火、保安体制の強化をはじめ、消防団、婦人消火クラブなどとの連携による防火思想及び住宅防火対策の普及啓発など、火災予防対策を推進してまいります。

消防設備につきましては、消防庁舎の計画改修に必要な実施設計業務を行うとともに、災害時の安定的な通信を確保するため、衛星通信回線による情報端末等を更新整備し、消防活動体制の充実強化を図ってまいります。

また、令和 8 年 4 月に運用開始する消防指令センターの共同運用に向け、高度でより専門性の高い指令業務の構築に取り組んでまいります。

この施策の大綱を踏まえ、宮古圏域の共同処理事業の着実な推進を図るため、令和 7 年度の事務事業を計上いたしました。

令和 7 年度の一般会計当初予算額は 40 億 9,900 万 2,000 円となり、前年度に比較して 2 億 6,598 万 2,000 円、6.9% の増額となったところでございます。

宮古地区広域行政組合管理者として共同処理業務の責務を担うに当たり、予算の効率的な執行に配慮しながら、行政サービスの一層の向上のため鋭意努力してまいります。

以上、令和 7 年度の宮古地区広域行政組合の施策の大綱を申し上げます。議員各位のご理解とご協力をお願いするとともに、令和 7 年度予算案にご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎議案第 1 号 令和 7 年度宮古地区広域行政組合一般会計予算

○議長（木村 誠君） 日程第 6、議案第 1 号 令和 7 年度宮古地区広域行政組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菊池事務局長。

○事務局長（菊池 敦君） 予算書の 1 ページをお開き願います。

議案第 1 号 令和 7 年度宮古地区広域行政組合一般会計予算についてご説明いたします。

第 1 条は、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 40 億 9,900 万 2,000 円と定めるもので

ございます。

第2条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を3ページの第2表債務負担行為のとおりとするものでございます。

第3条は、一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第4条は、歳出予算の流用について、各項目間の流用を定めるものでございます。

令和7年3月24日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

それでは、歳入からご説明いたします。

歳入予算事項別明細書で説明いたしますので、6ページ、7ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合負担金は40億643万円の計上で、構成市町村からの負担金でございます。内訳は、1節総務1億1,498万円3,000円、2節衛生11億2,868万8,000円、3節消防27億6,275万9,000円でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料は、土地等使用料13万6,000円を計上するものでございます。2項手数料、1目衛生手数料は、処理業許可、ごみ処理及びし尿処理手数料について、合計3,975万2,000円の計上でございます。2目消防手数料は、危険物取扱許可及び諸証明手数料について、合計70万4,000円の計上でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金は、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金として69万3,000円、新規最終処分場建設に係る循環型社会形成推進交付金事業費補助金として404万1,000円の合計473万4,000円の計上でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

4款県支出金、1項県負担金、1目消防費県負担金は、来年度からの岩手県防災航空隊への職員派遣に伴う派遣職員人件費県負担金について、871万6,000円を計上するものです。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入は、敷地貸付料で36万円を計上するものです。2項財産売払収入、1目物品売払収入及び6款繰越金は整理科目でございます。

7款諸収入、1項組合預金利子、1目組合預金利子は5,000円の計上、2項雑入、1目雑入は、資源物売払い代金など3,816万3,000円を計上するものでございます。

次に、歳出をご説明いたします。

歳出予算事項別明細書で説明いたしますので、10ページ、11ページをお開き願います。

1款議会費、1項議会費、1目議会費は、議会運営に要する経費で、1節報酬から13節使用料及び賃借料まで、合計248万6,000円の計上でございます。対前年度比較7万円の増額の主な理由は、郵便料金の改定による通信運搬費の増のほか、議員行政視察に係るバス借上料の増によるものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、職員給与のほか、事務局の業務執行全般に要する経費で、1節報酬から12ページ、13ページの18節負担金補助金及び交付金までの合計1億278万7,000円の計上でございます。対前年度比較1,321万1,000円の増額の主な理由は、給与改定及び人事異動等による人件費の増のほか、支出科目の取りま

とめによる使用料及び賃借料の増によるものでございます。2目公平委員会費は、県への事務委託料で5万4,000円を計上するものです。対前年度比較1,000円の増額の理由は、職員割単価の増によるものでございます。

2項監査委員費、1目監査委員費は、1節報酬から11節役務費までの合計38万6,000円の計上でございます。対前年度比較1万7,000円の減額の主な理由は、印刷製本費単価の減によるものでございます。

3款衛生費、1項保健衛生費、1目環境衛生費は、旧食肉処理センターの建物に係る保険料1万4,000円を計上するものです。対前年度比較1,000円の増額の理由は、保険料単価の増によるものでございます。

2項清掃費、1目清掃総務費は、構成町村のごみ収集に要する委託料1億9,038万2,000円を計上するものです。対前年度比較243万2,000円の増額の主な理由は、町村ごみ収集運搬委託業務における設計見直しによるものでございます。2目ごみ焼却施設費は、職員給与のほか、ごみ焼却施設の管理運営に要する経費で、2節給料から14ページ、15ページの26節公課費までの合計4億4,198万2,000円の計上でございます。対前年度比較3,615万9,000円の減額の主な理由は、施設整備計画に基づく経費の減及び光熱水費の減によるものでございます。

3目埋立処分地施設費は、職員給与のほか、最終処分場の管理運営及び新規最終処分場建設事業に要する経費で、2節給料から16ページ、17ページの26節公課費までの合計2億194万3,000円の計上でございます。対前年度比較1,218万2,000円の増額の主な理由は、施設整備計画に基づく経費の増によるものでございます。

4目し尿処理施設費は、職員給与のほか、し尿処理施設の管理運営に要する経費で、2節給料から26節公課費までの合計2億4,318万1,000円の計上でございます。対前年度比較3,873万5,000円の減額の主な理由は、施設整備計画に基づく経費の減及び光熱水費の減によるものでございます。

5目汚泥混焼施設費は、汚泥混焼施設の管理運営に要する経費で、10節需用費から12節委託料までの合計1,063万1,000円の計上でございます。対前年度比較200万1,000円の減額の主な理由は、修繕対象機器に係る修繕料の減によるものでございます。

6目リサイクル施設費は、職員給与のほか、リサイクル施設の管理運営に要する経費で、2節給料から18ページ、19ページの26節公課費までの合計1億1,067万4,000円の計上でございます。対前年度比較770万9,000円の増額の主な理由は、給与改定及び人事異動等による人件費の増によるものでございます。

4款消防費、1項消防費、1目常備消防費は、消防職員給与のほか、消防救急業務等に要する経費で、2節給料から20ページ、21ページの26節公課費までの合計19億7,612万4,000円の計上でございます。対前年度比較7,253万3,000円の増額の主な理由は、給与改正等による人件費の増によるものでございます。

2目消防施設費は、消防施設の整備に要する経費で、12節委託料から18節負担金補助金及び交付金までの合計7億9,605万5,000円の計上でございます。対前年度比較2億3,475万5,000円の増額の主な理由は、いわて消防指令センター総合整備事業負担金の増によるものでございます。

5 款災害復旧費は、整理科目でございます。

22ページ、23ページをお開き願います。

6 款公債費、1 項公債費、1 目元金1,199万9,000円及び2 目利子30万2,000円の計上は、長期債元金及び利子の償還金を計上するものです。

7 款予備費、1 項予備費、1 目予備費1,000万円の計上は、前年度と同額の計上でございます。

以上、歳入歳出それぞれ40億9,900万2,000円の計上で、対前年度比較、歳入歳出それぞれ2 億6,598万2,000円の増額でございます。一般会計予算付表といたしまして、24ページから27ページまで給与費明細書、28ページに債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書、地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付しております。

以上が、令和7 年度宮古地区広域行政組合一般会計予算の内容でございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木村 誠君） これより議案第1 号に対する質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は歳入歳出一括といたします。

質疑のある方は、予算書もしくは予算に関する説明資料のページ数を言ってから質疑に入るようお願いいたします。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 1 号

令和 7 年度宮古地区広域行政組合一般会計予算

令和 7 年度宮古地区広域行政組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4, 0 9 9, 0 0 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 7 年 3 月 2 4 日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山 本 正 徳

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位・千円)	
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計	項	金 額
款			
1 分担金及び負担金			4,006,430
		1 負担金	4,006,430
2 使用料及び手数料			40,592
		1 使用料	136
		2 手数料	40,456
3 国庫支出金			4,734
		1 国庫補助金	4,734
4 県支出金			8,716
		1 県負担金	8,716
		2 県補助金	0
5 財産収入			361
		1 財産運用収入	360
		2 財産売却収入	1
6 繰越金			1
		1 繰越金	1
7 諸収入			38,168
		1 組合預金利子	5
		2 雑入	38,163
** 歳 入 合 計 **			4,099,002

歳 出		(単位・千円)	
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計	項	金 額
款			
1 議会費			2,486
		1 議会費	2,486
2 総務費			103,227
		1 総務管理費	102,841
		2 監査委員費	386
3 衛生費			1,198,807
		1 保健衛生費	14
		2 清掃費	1,198,793
4 消防費			2,772,179
		1 消防費	2,772,179
5 災害復旧費			2
		1 厚生労働施設災害復旧費	1
		2 その他公共・公用施設災害復旧費	1
6 公債費			12,301
		1 公債費	12,301
7 予備費			10,000
		1 予備費	10,000
** 歳 出 合 計 **			4,099,002

◎議案第2号 令和6年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）

○議長（木村 誠君） 日程第7、議案第2号 令和6年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菊池事務局長。

○事務局長（菊池 敦君） 議案集2－1ページをお開き願います。

議案第2号 令和6年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,056万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億9,260万4,000円とするものでございます。

令和7年3月24日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

初めに、歳出からご説明いたします。

歳出補正予算事項別明細書で説明いたしますので、2－6ページ、2－7ページをお開き願います。

1款議会費、1項議会費、1目議会費55万8,000円の減額は、議員視察研修や会議録作成委託料の事業費確定によるものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、委託料、使用料及び賃借料について、実績見込みによる減額と、負担金補助金及び交付金の実績見込みによる増額が同額であることから、補正額はございません。

3款衛生費、2項清掃費、2目ごみ焼却施設費873万5,000円の減額は、光熱水費のほか、施設管理に係る各種業務委託料及び工事請負費等の実績見込みによるものでございます。

3目埋立処分地施設費451万3,000円の減額は、施設管理に係る各種業務委託料のほか、新規最終処分場建設に係る実施設計書作成業務委託料等の実績見込みによるものでございます。

4目し尿処理施設費914万3,000円の減額は、光熱水費のほか、施設管理に係る各種業務委託料及び工事請負費等の実績見込みによるものでございます。

2－8、2－9ページをお開き願います。

5目汚泥焼却施設費61万円の減額は、光熱水費のほか、汚泥分析業務委託料の実績見込みによるものでございます。

6目リサイクル施設費290万2,000円の減額は、施設管理に係る各種業務委託料及び工事請負費等の実績見込みによるものでございます。

4款消防費、1項消防費、1目常備消防費185万2,000円の減額は、各種業務委託料及び消防学校等研修負担金の実績見込みによるものでございます。

2目消防施設費224万8,000円の減額は、女性専用施設庁舎改修工事に係る委託料及び工事請負費について、事業完了により減額するものでございます。

次に、歳入をご説明いたします。

歳入補正予算事項別明細書で説明いたしますので、２－４ページ、２－５ページを開き願います。

１款分担金及び負担金、１項負担金、１目組合負担金は、歳入補正額及び歳出補正額に基づき調整し補正するもので、１節総務65万4,000円の減額、２節衛生4,575万5,000円の減額、３節消防410万円の減額、合計5,050万9,000円を減額するものでございます。

２款使用料及び手数料、２項手数料、１目衛生手数料は、処理業許可手数料及びごみ処理手数料の収入見込みにより297万7,000円を増額するものでございます。

３款国庫支出金、１項国庫補助金、１目衛生費国庫補助金は、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金の実績見込みにより15万9,000円を減額するものでございます。

７款諸収入、２項雑入、１目雑入は、東京電力株式会社からの賠償金額の確定による36万7,000円の計上と、資源物売却代金として1,676万3,000円の計上により、合計1,713万円を増額するものでございます。

以上が、令和６年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第２号）の内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木村 誠君） これより議案第２号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は歳入歳出一括といたします。

質疑のある方は、議案書のページ数を言ってから質疑に入るようお願いします。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 2 号

令和 6 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 30,561 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,792,604 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 24 日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山 本 正 徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入		(単位・千円)		
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		3,632,689	△50,509	3,582,180
	1 負担金	3,632,689	△50,509	3,582,180
2 使用料及び手数料		40,969	2,977	43,946
	2 手数料	40,833	2,977	43,810
3 国庫支出金		21,607	△159	21,448
	1 国庫補助金	21,607	△159	21,448
7 諸収入		34,662	17,130	51,792
	2 繰入	34,657	17,130	51,787
補正されなかった款項にかかる額		93,238		93,238
** 歳 入 合 計 **		3,823,165	△30,561	3,792,604

2 歳 出		(単位・千円)		
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		2,416	△558	1,858
	1 議会費	2,416	△558	1,858
3 衛生費		1,256,325	△25,903	1,230,422
	2 清掃費	1,256,312	△25,903	1,230,409
4 消防費		2,449,314	△4,100	2,445,214
	1 消防費	2,449,314	△4,100	2,445,214
補正されなかった款項にかかる額		115,110		115,110
** 歳 出 合 計 **		3,823,165	△30,561	3,792,604

◎議案第 3 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

○議長（木村 誠君） 日程第 8、議案第 3 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菊池事務局長。

○事務局長（菊池 敦君） 議案集 3－1 ページをお開き願います。

議案第 3 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明いたします。

本条例案は刑法の改正に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることから、第 1 条から第 5 条までに掲げる条例中、懲役及び禁錮の規定を拘禁刑に一括して改めるものでございます。

3－4 ページをお開き願います。

次に、附則でございます。

第 1 項は施行期日を定めるもので、法の施行日である令和 7 年 6 月 1 日とするものでございます。

次に、第 2 項及び第 3 項は、罰則の適用等に関する経過措置でございます。

第 2 項は、条例の施行日以前にした行為の処罰は、施行日以後にあっても改正前の各条例の規定を適用することとするものでございます。

第 3 項は、この条例の施行日以後に行われた行為に対して、この条例の施行前に各条件が改廃された際に設けられた経過措置や、改正前の条例についての経過措置により、引き続き適用する罰則のうち、刑期の規定があるものについて、施行日以後はそれらの刑期を同じくする改正後の刑に読み替えることとする包括的な読替規定を置くものでございます。

次に、第 4 項でございますが、この条例による改正前の各条件の規定により、懲役等に処された者については、改正後も引き続き資格制限等の対象とすべきものであることから、それぞれの条例が改廃された際に設けられた経過措置や、改正前の条例に関する経過措置における人の資格に関する規定について包括的に読替え、規定を置くものでございます。

次に、第 5 項でございますが、第 1 条による改正前の宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例において、禁固刑以上の刑が定められている罪に関して、起訴されたことを資格制限の根拠としている規定があり、この起訴をされた者については、改正後も引き続き資格制限の対象とすべきものであることから、必要な経過措置を置くものでございます。

以上が条例改正の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和 7 年 3 月 24 日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、刑法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例

案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木村 誠君） 説明が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

○議長（木村 誠君） 日程第9、議案第4号 宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菊池事務局長。

○事務局長（菊池 敦君） 議案集4－1ページをお開き願います。

議案第4号 宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、男女共に仕事と育児、介護を両立できる職場環境を整備するため、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正が令和7年4月1日に施行されることから、当組合におきましても準じた内容に条例を改正しようとするものでございます。

条例案の主な改正内容についてご説明いたします。

第7条の3第2項及び第4項は、超過勤務の免除の対象となるこの範囲を拡大するものでございます。

4－2ページをお開き願います。

第14条第1項は、新たに第14条の3及び第14条の4を規定することによる所要の整備でございます。

第14条の3及び第14条の4は、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度などの個別の周知、意向確認、早期の情報提供のほか研修等の開催、相談窓口の設置など、職場環境の整備について定めるものでございます。

4－3 ページをお開き願います。

附則第1項につきましては、条例の施行期日を令和7年4月1日からと定め、附則第2項の施行期日を交付の日からとするものでございます。

附則第2項は、条例の施行日前においても、正規の勤務時間内における勤務の制限について請求を行うことができるものでございます。

以上が条例改正の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和7年3月24日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、職員の育児のための時間外勤務の制限の対象を拡大するとともに、仕事と介護を両立しやすい勤務環境を整備しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木村 誠君） 説明が終わりました。

これより議案第4号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（木村 誠君） 日程第10、議案第5号 宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菊池事務局長。

○事務局長（菊池 敦君） 議案集5－1ページをお開き願います。

議案第5号 宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正が令和7年4月1日から施行されることから、第18条第3項で引用している条項にずれが生じたことにより、所要の整備をするものでございます。

なお、附則につきましては、条例の施行期日を令和 7 年 4 月 1 日からとするものでございます。

以上が条例改正の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和 7 年 3 月 24 日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木村 誠君） 説明が終わりました。

これより議案第 5 号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉 会

○議長（木村 誠君） 以上で本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和 7 年 3 月宮古地区広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3 時 5 4 分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

